HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法学部．一　法文・法経学部時代（一九四七～五三）．二　法学部の独立と発展（一九五三～六八）．三　新しい法学部をめざして（一九六九～七七）．むすび一現状と展望．あとがき．年表
Citation	北大百年史，部局史，285-328
Issue Date	1980-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29952
Type	departmental bulletin paper
File Information	bukyokusi_p285-328.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

法学部

付　スラブ研究施設

目次

一　法文・法経学部時代（一九四七～五三）……289
法文学部の創設―最初の危機―法経学部の発足―研究教育活動の充実―図書の充実

二　法学部の独立と発展（一九五三～六八）……298
法学部の独立―新制大学院の発足と発展―教官人事の充実と研究教育の発展―学部の拡充―学部創設十周年記念行事―学生生活その他―スラブ研究施設

三　新しい法学部をめざして（一九六九～七七）……310
「北大紛争」と法学部―カリキュラムの改正―学部改革の実現―教官人事の充実及び庁舎増築―法学部規程及びカリキュラム改正―法学部創立三十周年・庁舎落成記念式典

むすび――現状と展望……321
教官―学生―事務職員―図書その他―研究部

あとがき……325

年　表……326

付　スラブ研究施設……329
年　表……335

一　法文・法経学部時代（一九四七～五三）

法文学部の創設

一九四七年（昭和二二）四月十九日北海道帝国大学に法文学部が創設され、哲学科・文学科・史学科・経済学科とともに法律学科・政治学科がおかれ、法律学科に法律学五講座、政治学科に政治学一講座が設置された。北海道大学法学部の歴史はここにその源を発するわけである。その後一九四八年九月法律学五講座、一九四九年六月同二講座が増設され、合わせて法律学科一二講座、政治学科一講座の合計一三講座となったが、この数は以後一二年間法経学部・法学部を通じて変わらなかった。その間一九四七年十月一日政令により北海道帝国大学は北海道大学と改称され、また一九四九年五月三十一日付けで北海道大学法文学部は学校教育法による新制の国立大学法文学部となった。

次にスタッフについてみると、一九四七年九月開講時には教授一、助教授一、講師三、助手一であり、その後助教授、講師各一名が採用された。その氏名、発令月日（一九四七年中のものは年を省略）、専攻、出身校、前職は次のとおりであった（発令順）。

杉之原舜一（四・二一講師、六・九教授）、民法、京大法卒、法政大学教授法学部長。

宮崎孝治郎（六・三〇講師、一〇・一五教授）、民法、東大法卒、台北帝大文政学部教授。

小山昇（六・三〇講師、九・三助教授）、民事訴訟法、東大法卒、同助手。

尾形典男（七・一四助教授）、東大法卒、政治思想史、二高講師。

山下康雄（八・一五講師、九・一七教授）、国際法、台北帝大文政学部卒、同教授。
服部栄三（一〇・一助教授）、商法、東大法卒、同助手。
林廸広（一〇・二一講師、四八・四・九助教授）、九大法卒、同助手。

右のほかに政治学科の助手（のち大学院特別研究生となる）として、富田容甫（東北大法卒）がいた。

法文学部新設に際して北大総長伊藤誠哉は東大名誉教授貴族院議員桑木厳翼に協力を依頼し、桑木は協力者として元東大教授伊藤吉之助を推薦するとともに、法学関係については東大名誉教授牧野英一の意見を徴し東大教授法学部長我妻栄を相談人とした。我妻は杉之原舜一を責任者として推薦し、以後人事選考が進められた結果、敗戦後の困難な状況の下ではあるが、右のような優れたスタッフがえられたのであった。

北海道帝国大学法文学部規程によると、法律学科及び政治学科には次の必修科目及び選択科目がおかれ、学生は卒業までに二三単位を取得しかつ論文を提出することになっていた。

法律学科　必修科目単位数　憲法学一、民法学（第一部、第二部）二、商法学（第一部、第二部）二、刑法学一、民事訴訟法学（第一部、第二部）二、刑事訴訟法学一、法哲学一、法律史学一、比較法学一、経済原論一、社会学概論一、法律学演習（第一部、第二部、第三部）三　選択科目単位数　行政法学（第一部、第二部）二、国際法学（第一部、第二部）二、国際私法学一、社会法学一、刑事学一、法医学一、政治学一、政治史学一、経済政策学一、農業政策学一、社会政策学一、経済史学一、哲学概論一、科学概論一、法律学特殊講義一

政治学科　必修科目単位数　憲法学一、政治学一、政治史学一、政治思想史学一、国際政治史学一、経済原論一、財政学一、経済政策学一、農業政策学一、社会政策学一、国際法学（第一部、第二部）二、行政学一、私法概論一、政治学演習（第一部、第二部、第三部）三　選択科目単位数　行政法学（第一部、第二部）二、金融論一、統計学一、経済史学一、社会法学一、民法（第一部、第二部）二、商法（第一部、第二部）二、刑法一、法律史学一、法哲学一、哲学概論一、社会学概論一、

科学概論一、政治学一、特殊講義一

現実には右の科目がすべて開講されたわけではなく、ごく一部にすぎなかった。法学関係では一九四七年度は、社会法学（杉之原舜一）、法律学演習第一部（同）、国際法学第一部（山下康雄）、政治学（尾形典男）等が開講され、一九四八年度「講義題目一覧」によれば、民法第一部・演習（杉之原）、民法第一部・フランス語及びフランス法（宮崎）、国際法・法律学演習（山下）、商法第一部（服部）、民事訴訟法（小山）、労働法（林）、政治思想史（尾形）等が開講を予定されていた。しかし専任スタッフによる開講科目の不足は一見して明らかであり、外部からの臨時講師が必要であった。一九四七年度臨時講師は山之内一郎（憲法・東大）、一九四八年度は中村哲（憲法・法政大）、田中二郎（行政法・東大）、木村亀二（刑法・東北大）、内田力蔵（比較法・東大）、林茂（政治史・東大）、下飯坂潤夫（民事訴訟法・札幌高裁長官）、黒田俊一（刑事訴訟法・札幌高裁判事）ら、一九四九年度は清宮四郎（憲法・東北大）、鈴木竹雄（商法・東大）、菊井維大（民事訴訟法・東大）、辻清明（行政学・東大）、木村亀二（法哲学）、久保正幡（法律史・東大）、丸山眞男（政治学特殊講義・東大）らが遠路来講し、まことに「豪華」ともいうべき顔ぶれであった。

これらの講義を聴いた学生は法律学科三〇名政治学科一一名（ほかに選科生九名）であったが、彼ら第一期生の出身校は実に多種多様で、北大予科や他学部からの転部以外に広島高師、東京女子大、秋田鉱専、高岡高商、陸軍士官学校、同航空士官学校、福岡経専などにわたっており、年齢も若手助教授より上の者もあった。開講科目が少ないせいもあって、専門や学科の枠をこえて、たとえば法律学科の学生が文学の講義を聴くこともまれでなく、講義出席者の数が多くなり、教室不足の折から座席がなく床に新聞紙を敷いて聴講する姿もみられた。民法教授の宮崎は、初講義の際、二時間の間、「眼をかがやかして聞いて」いて「講義が終ると次から次へと質問に来た」学生の意気込みに「完全に圧倒された」という（宮崎孝治郎「北大法学部十年間の歩み」北大法・経学部同窓会『創立十周年記念会誌』所収）。

最初の危機——杉之原教授の辞職

活気にみち混沌とした星雲状態にあった発足当初の学部は、やがて新たな分化と形成に直面する。一九四九～五〇年は法律学科及び政治学科にとって、まさに大きな転換期となった。

まず教授山下康雄は法律学科唯一の公法関係教官であったが、一九四九年五月三十日付けで北大を去り、名古屋大学に転任していった。ただでさえ教官不足の折大きな痛手であったが、さらに大きな衝撃を与えたのは、同年暮れの教授杉之原舜一の辞職であった。

杉之原は前述のとおり法文学部創設に際して中心的役割を果たした一人であるが、我妻教授から協力を依頼された際、知人の末弘厳太郎（東大）、佐々木惣一（京大）、末川博（立命館大）らとも相談し、新設の法文学部について次のような構想をいだいた。すなわち法・文・経等の各学科が単に一時的便宜的に集まったものでなく、より有機的なつながりをもち、専攻の枠にとらわれず、たとえば法律学を修める学生といえども法学だけに集中せず、幅広く自然科学の概論的なものまで学ぶことが望ましい、と考えたのである。教官人事の際もこうした発想に基づき、専門家としての能力はもちろん、周辺領域にも広い知的関心をもつ者が期待され、従来大学に所属していなかった人々まで、選択の幅に入れて考えたという。

前掲の履修科目をみると法律学科及び政治学科の選択科目に「科学概論」があり、法律学科で「社会学概論」が必修となっており、右の構想にそっているかにみえる。だが現実には「科学概論」は杉之原自身が北大の理工系学部をさがし求めてもついに担当者がなく、また一九四八年四月の規程改正により、法律学科の必修科目から「社会学概論」「法律史学」「比較法学」が消え、選択科目から「科学概論」がなくなった。杉之原構想の挫折はこうしたカリキュラム面だけでなく、教官人事の面からみても、講座増にもかかわらず一九四七年十月以後一九五〇年三月に至るまで、一人の新規採用もなかったことからもうかがわれる。

こうして当初の構想どおりには進まぬ学部作りに杉之原が苦慮していたころ、外部との関連でより大きな問題がのしかかってきた。杉之原はその信念に基づき日本共産党に入党し、一九四八年十二月入党声明を公表したが、その社会的反響は大きく、道内一部市町村は法文学部への寄付金を拒否するに至った。さらに当時の国際情勢の変化、すなわち冷戦の激化を背景に、占領軍は明確な反共政策をとるにいたり、その一端として来日した教育顧問イールズ博士は、全国の大学を回り、赤色教授追放を呼びかけていた。こうして内外の難問に直面していた杉之原に、共産党から一九五〇年の参議院選挙に立候補するよう要請がなされ、杉之原は熟慮の末これに従い、一九四九年十二月二十日付けで法文学部教授の職を辞したのであった。

杉之原の辞任により残った法学関係スタッフは、教授一、助教授四にすぎず、文・法経両学部への分離を目前にひかえて存亡があやぶまれる状態に陥った。この時尾形助教授は伊藤法文学部長の了解をえて上京し、我妻教授に事情を説明して再建のための助力を求めた。その結果とられた方策が、東大法学部教授菊井維大、鈴木竹雄、田中二郎の三名を北大教授に併任し、菊井を法経学部長にして再建を図る、というものであった。これは東大法学部の強力な支持を不可欠の前提とするものであり、以後の北大法学部の発展は特にその教授陣の供給に関して、ほぼ全面的に東大法学部の援助にたよることとなった。

法経学部の発足

法文学部教授会は一九四八年（昭和二三）七月、「新制北海道大学法文学部計画要項」中に「学部充実の暁は文学部・法学部・経済学部に独立の予定」という一項を加えており、法文学部の大勢が早くから三学部分離独立に向かっていたことがわかる。しかし当時の客観情勢は三学部同時の分離独立を許さず、結局ひとまず文学部・法経学部の二学部に分離することになった。

一九五〇年（昭和二五）四月一日、法文学部は文学部と法経学部に分離され、法経学部に法律学科・政治学科・経



初代法経学部長・法学部長　菊井維大教授（1953年）

済学科が設置され、法律学科に法律学一二講座、政治学科に政治学一講座がおかれ、併任教授菊井維大が法経学部長となった。スタッフとしては法文学部から引き続き、教授宮崎孝治郎、助教授尾形典男・小山昇・服部栄三・林廸広の五名、東大からの併任教授菊井維大（民事訴訟法）、鈴木竹雄（商法）、田中二郎（行政法）の三名（いずれも一九五〇・三・三一発令）、さらに新規採用者として、今村成和（三・三一講師、行政法）、五十嵐清（四・一助教授、比較法）、矢田俊隆（四・三〇教授、政治史）の三名、合計一一名にすぎなかった。しかも服部・林両助教授は間もなく北大を去り、教官不足はいっそう深刻化した。当時の『北海道大学新聞』には「教授不足で半数が未開講――法経で学生の関心高まる」（第三四三号、一九五〇年六月十九日）、「法経マヒ状態深刻化」（第三四九号、同年十一月八日）といった記事が散見する。その後、一般教育（法学）担当の助教授として和田英夫が文学部から配置換された（一九五一・四・一）が、教官人事の充足が急速に進むのは一九五二年度からで、四月一日付けで講師永井陽之助（政治学）、同鴻常夫（商法）、助教授荘子邦雄（刑法）が、五月十六日付けで助教授山畠正男（民法）が採用された。さらに一九五三年度の法学部独立と新制大学院発足のため教授人員確保が至上命令となっていたことから、教授大塚市助（一九五二・一〇・一採用、商法）、教授小林巳智次（同一一・一農学部より配置換、社会法）、教授松岡修太郎（一九五三・三・二〇採用、憲法）、教授金沢良雄（同五・一採用、経済法）らが相ついで加わり、尾形・小山両助教授が教授に昇任して、教授陣は一段と強化された（なお一般教育担当の和田助教授は一九五三年三月三十一日付けで

転出し北大を去った)。

研究教育活動の充実　法経学部規程によると、学生は卒業までに次の必修科目及び選択科目一五科目以上を履修し、九〇単位以上(必修三四単位選択五六単位以上)を取得することになっていた。

法律学科　必修科目単位数(三四)　憲法四、民法第一部四、民法第二部四、刑法六、行政法第一部四、商法第一部四、経済原論四、法律学演習(各四単位の数個の演習の中いずれか一つ)(計三四)　選択科目単位数(五六)　民法第三部四、行政法第二部四、商法第二部四、民事訴訟法第一部四、民事訴訟法第二部四、刑事訴訟法四、国際法第一部四、国際法第二部二、社会法四、法律史四、比較法第一部四、比較法第二部四、法哲学四、国際私法四、刑事学二、政治学四、財政学四、経済政策第一部四・経済政策第二部四・経済史四・欧州経済史四のうち八、法律学演習(必修科目として履修しないもの)四、法律学特殊講義第一、四、法律学特殊講義第二、四

政治学科　必修科目単位数(三四)　政治史六、政治学四、憲法四、民法第一部四、行政法第一部四、経済原論四、財政学四、政治学演習(各四単位の数個の演習の中いずれか一つ)(計三四)　選択科目単位数(五六)　政治思想史四、国際政治史四、行政学四、民法第二部民法第三部のうちいずれか四、刑法六、行政法第二部四、商法第二部四、国際法第一部四、国際法第二部二、社会法四、法律史四、法哲学四・経済政策第一部四・経済史四・欧州経済史四のうちいずれか四、社会政策四、経済学史四、貨幣金融論・経済統計学・世界経済論のうちいずれか四、政治学演習(必修科目として履修しないもの)四、政治学特殊講義第一、四、政治学特殊講義第二、四

学生定員は法律学科五〇名政治学科二〇名であった。当時学生運動は尖鋭化し、法経学部発足直後の一九五〇年五月にはいわゆるイールズ事件が起き法経学部学生二名が逮捕されているが、反面学生生活自体はしだいに戦後の混乱から脱しつつあり、一九五一年四月には「社会経済状態安定しつつあることに鑑み、学生が学業を放棄して長期アルバイトに従事する従来の傾向を善導し、一層学習に親しませるべく大学として統一的方策が必要」との提案が教授会でなされている。



小山ゼミコンパ風景（1951年）

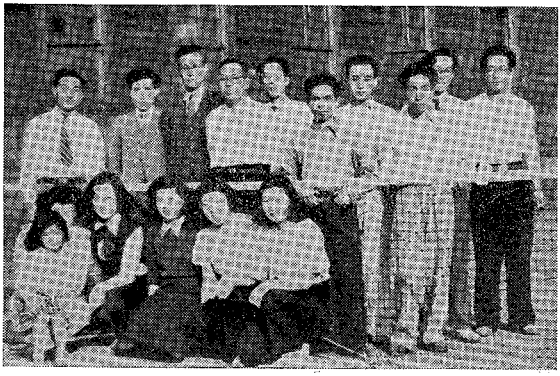
スタッフの充実に伴い研究活動も組織化され、一九五〇年四月一日北海道大学法学会が発足した。これは法経学部法律学科・政治学科の教授・助教授・講師・助手・大学院特別研究生を会員とし、「法律及び政治に関する理論、歴史及び実際を研究し、その成果を発表し、内外の学会と提携連絡して斯学の発展に寄与することを目的とする」もので会長は菊井維大、初年度の研究発表会の内容は次のとおりであった。第一回（四月八日）「労働の従属性」助手佐野稔、第二回（四月二十一日）「近代議会における代表の原理とその崩壊」大学院特別研究生富田容甫、第三回（六月十四日）「土地慣行と家族制度」助手和泉庫四郎、第四回（七月五日）「行政委員会と三権分立論――その司法的解決」助教授和田英夫、第五回（十月四日）「ラスキーの主権概念について」助教授尾形典男、第六回（十二月二十日）「死刑論」大学院学生福田秀策。なおこの間書評会や外来講師を囲んでの懇談会等も、五回ほど開催されている。この法学会から後述のように判例研究会をはじめ各専門分野の研究会が分化する。

さらに法学会を母体に機関誌を発行することになり、年来その構想をあたためてきた小山助教授らを中心に計画が進められ、一九五一年九月一日『北海道大学法学会論集』第一巻が刊行された。編輯兼発行人小山昇、発行所北海道大学法経学部内北海道大学法学会であるが、印刷等の実務は東京の有斐閣に委ねられ、定価一七〇円で市販もされた。翌年刊行の第二巻から非売品となり、発行所も北海道大学法経学部となった。『法学会論集』第一巻の内容は次のようなものである。

「発刊の辞」菊井維大、「英国家族相継産制度の沿革とその社会的・経済的背景」宮崎孝治郎、「州際通商委員会（I・C・C）の成長と展開」和田英夫、「請求について」小山昇、「中華人民共和国の農地改革法について」（資料）小林巳智次、「河合栄治郎『独逸社会民主党史論』」（書評）矢田俊隆。

図書の充実

法文学部創設当初研究上最も必要な図書文献類は、ほとんど無に等しい状態であり、その購入のための財源も非常に乏しかった。そのために学部をあげて寄付金募集に奔走し、後には学生による鉛筆販売運動等が展開され、道・拓銀その他各種団体からの寄付金等によって、ようやく軌道に乗るに至る。一九四七～四八年にかけて東京にいた小山助教授は、哲学科助手杉原大輔の協力をえて、図書の購入発送に精根を傾けた（参照「旧い憶い出と新しい夢」小山昇『北大時報』第二二〇号、一九七二年七月）。



当時のスタッフと事務職員の一部（1951年）

こうした努力が積み重ねられ、美濃部文庫（洋書五七七冊、一五万一四〇〇円で購入）、佐々弘雄文庫等の個人蔵書購入、また東大法学部の好意によりその蔵書中重複本三六二八冊の保管転換を受けたこと、などもあって法学関係図書はしだいに充実して、一九四七年ほとんどゼロだった蔵書は一九五三年学部独立を迎えた時、洋書一万五〇八〇冊、和書七三五五冊、合計二万二四三五冊を数えるにいたった。法経学部教授会は、一九五二年六月「法経分離を目標に、一学部当たり基準図書を五万冊とする」申し合せを行っているが、その実現は後述するとおり、なお長い年月をかけなければならなかった。

二　法学部の独立と発展（一九五三～六八）

法学部の独立

法学部の独立は法文学部時代からの課題であった。法・文・経三学部同時の分離独立が不可能となり文・法経学部二学部分離独立が実現した後も、別項のように法経分離をめざして運動が進められた結果、ようやく一九五三年（昭和二八）八月一日、法経学部は法学部と経済学部に分離され、法学部に法律学科が設置され、法律学一二講座、政治学一講座、計一三講座がおかれた（この時法文学部以来の政治学科は消滅した）。初代法学部長には法経学部長併任教授菊井維大が任ぜられたが、その後小林已智次（一九五四～五七年）、松岡修太郎（一九五七～五九年）、今村成和（一九五九～六一年）、小山昇（一九六一～六四年）、矢田俊隆（一九六四～六六年）、五十嵐清（一九六六～六八年）と交代していった。学生定員は法経学部時代の法律・政治二学科合計七〇名より一〇名ふえて八〇名となった。法学部発足時（一九五三・八・一）現在の学部スタッフとその所属講座は次のとおりであった。

法律学　第一講座（憲法）　教授　松岡修太郎
法律学　第二講座（行政法）　教授　今村成和
法律学　第三講座（刑法）　教授　菊井維大（併任）、助教授　荘子邦雄
法律学　第四講座（民法第一）　教授　小林已智次
法律学　第五講座（民法第二）　教授　宮崎孝治郎、助教授　山畠正男
法律学　第六講座（商法）　教授　大塚市助、講師　鴻常夫

法律学　第七講座（民事訴訟法）　教授　小山昇
法律学　第八講座（社会法）　教授　金沢良雄
法律学　第九講座（国際法）
法律学　第十講座（比較法）　教授　鈴木竹雄（併任）、助教授　五十嵐清
法律学　第十一講座（法律史）　教授　矢田俊隆
法律学　第十二講座（法哲学）　教授　田中二郎（併任）
政治学　第一講座（政治学）　教授　尾形典男、講師　永井陽之助

右のうち、鴻・永井両講師は同年九月十六日付けで助教授に昇任した。なお講座名は一九五五年七月一日以後、従来のナンバー制に代わり内容による名称となったが、右のカッコ内が以後の講座名である。

法学部規程によると、学生は次の必修科目及び選択科目から一五科目以上を履修し、九〇単位以上を取得することになっていた。

法律学科第一類　必修科目単位数（五〇）憲法四、行政法第一部四、民法第一部四、民法第二部四、民法第三部四、商法第一部四、商法第二部四、刑法六、民事訴訟法第一部四、刑事訴訟法四、経済原論四、演習四　選択科目単位数（四〇）行政法第二部四、国際法第一部四、国際法第二部四、社会法四、経済法四、法律史四、法哲学四、比較法第一部四、比較法第二部四、国際私法四、民事訴訟法第二部四、刑事学四・刑事政策四のいずれか四、政治史六、政治学四、政治思想史四、国際政治四、行政学四、財政学四、経済政策四、社会政策四、統計学四・貨幣論四・金融論四・世界経済論四のいずれか四、日本経済史四・欧州経済史四・経済学史四のいずれか四、演習四、特殊講義四

法律学科第二類　必修科目単位数（五〇）憲法四、行政法第一部四、行政法第二部四、国際法第一部四、国際法第二部四、政治史六、政治学四、民法第一部四、民法第二部四、経済原論四、財政学四、演習四　選択科目単位数（四〇）政治思想史

四、国際政治四、行政学四、社会法四、経済法四、法律史四、法哲学四、比較法第一部四、比較法第二部四、刑法六、刑事訴訟法四、刑事学四・刑事政策四のいずれか四、民法第三部四、商法第一部四、商法第二部四、国際私法四、民事訴訟法第一部四、民事訴訟法第二部四、経済政策四、社会政策四、統計学四・貨幣論四・金融論四・世界経済論四のいずれか四、日本経済史四・欧州経済史四・経済学史四のいずれか四、演習四、特殊講義四

なお右の第一類・第二類の別は、政治学科がなくなって法律学科一本になったことに伴い、その中でも法律学プロパーのものと政治学に重点をおくものとをカリキュラム編成上区別したものである。

新制大学院の発足と発展

一九五三年（昭和二八）四月一日から、新制の北海道大学大学院が発足し、他の八つの研究科と並んで法学研究科が設置された。これについては学部分離を前提に、新制大学院には法学系・経済学系の二つの大学院研究科を作ることが、前年二月十四日の法経学部教授会で決定され、準備が進められてきたものであり、学部の分離独立が八月になったので、研究科の方が先に法学研究科として発足したのである。当初の専攻及び課程は、民事法専攻・修士課程のみであり、学生定員は二〇名であった。初代の法学研究科長には教授宮崎孝治郎が任ぜられ、一九六一年三月三十一日まで在職した（その後は法学部長が同時に法学研究科長を兼ねることになった）。

その後、学年進行に伴い一九五五年八月三日民事法専攻の博士課程が設置され（学生定員一〇名）、さらに一九五八年三月三十一日、公法専攻の修士課程・博士課程が設置された。これにより学生定員は、民事法専攻・公法専攻ともに、修士課程一〇名博士課程五名となった。法学研究科はこのようにしてしだいに名実ともに充実してゆき、その出身者は法曹関係や大学教員その他種々の分野で活躍するようになった。

教官人事の充実と研究教育の発展

教授陣の不足は、法文学部以来の法学・政治学関係の悩みであったが、一九五六年から一九六一年にかけて、急速に充実していった。この間の各年度ごとの新任者をあげると次のようになる（全員助教授として採用された）。

一九五六年度――川井健（民法）、深瀬忠一（憲法）、石川武（法律史）（カッコ内は専攻、以下同じ）
一九五七年度――小菅芳太郎（法律史）、平出慶道（商法）、藪重夫（民法）、富田容甫（政治学）
一九五八年度――小川晃一（政治思想史）、田宮裕（刑事訴訟法）、神谷昭（行政法）
一九六〇年度――松沢弘陽（政治思想史）
一九六一年度――小暮得雄（刑法）

さらにその後も一九六四年に近藤弘二（商法）、一九六五年米倉明（民法）、一九六六年遠藤博也（行政法）、一九六七年は保原喜志夫（労働法）、伊藤大一（行政学）、さらに教授として丹宗昭信（経済法）と、着実に増加していった。

その反面定年その他の理由により、法学部を去る者もいた。定年退職による者は、小林教授（一九五七年）、松岡教授（一九六〇年）、宮崎教授（一九六四年）の三名で、いずれも北海道大学名誉教授の称号を授与された。そのほかに大塚教授（一九五五年）、尾形教授（一九五七年）、鴻助教授（一九六〇年）、荘子教授（一九六一年）、金沢・永井両教授（一九六六年）、田宮助教授（一九六八年）らが北大を去り、神谷教授は一九六四年末在職中急逝した。また揺籃期法学部を象徴するような、東大法学部からの併任教授についていえば、菊井・田中両教授が一九五九年に、鈴木教授が一九六四年に併任を辞した。これによって北大法学部は名実ともに一本立ちしたといえるであろう。法学部教授会は右の諸教授に対して、特に感謝状と記念品を贈呈して、深甚なる謝意を表した。

以上のような新旧交代を経た後の法学部スタッフを通観すると、そこに若干の特色を見いだすことができる。第一



当時のスタッフの一部。石狩浜で（1955年）

に新規採用者の多くは東大法学部出身であり、第二に彼らの年齢構成には著しいかたよりがあり、そのほとんどがいわゆる昭和一ケタの世代（一九二七～三四年生まれ）に属し三十歳前後に集中していた。第一点は前述したような学部創設期の事情からみて、当然ともいえよう。第二点についていえば彼ら新任教官たちは、広い国際的視野から研究を展開することを奨励する学部の方針に基づき、相ついで欧米諸国に留学して研鑽を進め、学部に若々しい新風を吹き込むことになる。しかしその反面、教授昇任や住宅確保等に関して新たな問題をなげかけることにもなった。新任者の大部分が道外からの外来者であることは、新任人事に際して住宅問題の解決を不可欠の前提とした。そのため法学部は独自に一九六一年「住宅互助会」を設立し、住宅の斡旋に努めた。なおこのほかに「北海道大学法学部に常勤する職員をもって組織し、会員相互の親睦をはかる」目的をもつ「北海道大学法学部職員互助会」が、学部独立時に結成され、現在に至るまで活動している。

教官の陣容強化に伴い学生への教育活動も一層充実してきたが、その一例として一九五九年に行われたカリキュラム改正があげられよう。一九五九年十月一日から施行された新カリキュラムは次のようなものである。

法律学科第一類　必修科目単位数（五六）憲法四、行政法第一部四、民法第一部四、民法第二部四、民法第三部四、民法第四部四、商法第一部四、商法第二部四、刑法第一部四、刑法第二部四、民事訴訟法第一部四、刑事訴訟法四、演習四、外国書講読四　選択科目単位数（三六）行政法第二部四、国際法第一部四、国際法第二部四、民法第五部四、商法第三部四、労働法

四、経済法四、法史学第一部四、法史学第二部四、法史学第三部四、法哲学四、比較法第一部四、比較法第二部四、比較法第三部四、国際私法四、民事訴訟法第二部四、刑事学四・刑事政策四のいずれか四、政治学四、政治史第一部四、政治史第二部四、政治思想史第一部四、政治思想史第二部四、国際政治四、行政学四、経済原論四・財政学四・経済政策四・社会政策四・金融論四・貨幣論四・経営学四・会計学四・経済史第一部四・経済史第二部四のうち計一六単位まで、演習四、特殊講義第一、二、特殊講義第二、二

法律学科第二類　必修科目単位数（五二）憲法四、行政法第一部四、行政法第二部四、国際法第一部四、政治学四、政治史第一部四、政治思想史第一部四、国際政治四、民法第一部四、経済原論四、財政学四、演習四、外国書講読四　選択科目単位数（四〇）政治史第二部四、政治思想史第二部四、行政学四、国際法第二部四、労働法四、経済法四、法史学第一部四、法史学第二部四、法史学第三部四、法哲学四、比較法第一部四、比較法第二部四、比較法第三部四、刑法第一部四、刑法第二部四、刑事訴訟法四、刑事学四・刑事政策四いずれか四、民法第二部四、民法第三部四、民法第四部四、民法第五部四、商法第一部四、商法第二部四、商法第三部四、国際私法四、民事訴訟法第一部四、民事訴訟法第二部四、経済政策四・社会政策四・金融論四・貨幣論四・経営学四・会計学四・経済史第一部四・経済史第二部四のうち計一六単位まで、演習四、特殊講義第一、二、特殊講義第二、二

この新しいカリキュラムを従来のものと比べると、かなり大幅な変化が認められる。すなわち(1)卒業に必要な専門科目単位数は必修選択合わせて九〇単位から九二単位に増加した、(2)科目数が大幅に増え、かつ細分化された、(3)特に第一類は必修科目単位数が五〇単位から五六単位に大幅に増加し、内容上実定法中心の色彩が強まった、等である。このカリキュラムは一九六六年十月一日から外国書講読が選択科目に変更されたことを除き、以後一九七〇年の大改正に至るまで一〇年余の間適用された。

次に研究活動についてみると、従来からの法学会のほかに、判例研究会、民事法研究会、公法研究会、政治学研究会、刑事法研究会等が相ついで発足し、活発な活動を続けた。また『法学会論集』は、一九五一年第一巻を刊行した

後、第二巻（一九五二年）、第三巻（一九五三年）、第四巻（一九五四年）、第五巻（一九五六年）、第六巻（一九五六年）と、ほぼ年刊の形で刊行されてきたが、一九五六年九月刊の第七巻第一号からは年四回刊行（季刊）を原則とするようになった。この間に北海道大学法学会の機関誌から、法学部の機関誌となり、一九六一年九月刊行の第一二巻第一号から『北大法学論集』と改題されるにいたった。同誌には学部スタッフを中心に、大学院修了者等も含め多彩な寄稿があり、内外の研究機関との交換も広まり、その学界への貢献も高く評価されている。さらに一九六五年には、今村・小山両教授を編者とし、これに五十嵐、金沢、神谷、川井、平出、深瀬、藪、山畠の各教授、小嘉、小菅、田宮の各助教授を加えた一三名により、一般教養課程の法学教科書として『法学』が有斐閣から刊行された。そして同書の印税をもとに、学部スタッフの優れた研究成果を公表する目的で『北海道大学法学部叢書』が有斐閣から発刊されることとなり、神谷昭『フランス行政法の研究』（一九六五年）をはじめとして、現在までに、小山昇『訴訟物論集』（一九六六年）、今村成和『損失補償制度の研究』（一九六八年）、五十嵐清『契約と事情変更』（一九六九年）、今村成和『現代の行政と行政法の理論』（一九七三年）、中村睦男『社会権法理の形成』（同）の六点が刊行されている。

学部の拡充　〔第一期五ヵ年計画〕　法学部が独立して間もなく、一九五四年（昭和二九）春「法学部拡充計画（第一期五カ年計画）及び大学院博士課程設置計画」が策定され、その目標を「①教官は学部の名に値するだけの人数をそろえる。②図書は学部として出発するのに最少限必要な部数をそろえる。③本計画を昭和二十九年度より実施に移し、昭和三十三年度末までに完成する。④大学院民事法専攻博士課程を昭和三十年度より開設する」とした。このうち①は具体的には七名の教官を補充しようとしたものであり、これが実現されたことは前述のとおりである（一九五八年度末までに一〇名の新規採用者があり、三名の退職者を差し引くと七名の純増となる）。②の図書については別項で述べるが、この最少限必要な部数が達成されたのは一九六〇年度であった。④の大学院博士課程が計画どおり実現さ

れた点も前述のとおりである。したがって一九六〇年までには右の第一期五カ年計画はいちおう達成されたのであるが、これはあくまで学部規模を既存の一三講座の枠内に限定して策定されたもので、若い新任教官の急増とともに前述のような問題が派生してくることはさけられず、図書の充実も依然として最大の課題であった。そこで法学部としては第一期に続く新たな学部拡充計画を考える必要があった。

〔三大学法学部拡充共同運動〕　そこで法学部のとった方策は、杉野目学長及び事務局長らと緊密に連絡しつつ、北大法学部単独で拡充要求を行うのでなく、戦後新設され、似たような状況下にある名古屋大学・大阪大学の各法学部と一致共同して行おうとするものであった。一九六一年以降この方針に基づく運動が展開され、法学部長小山昇は一九六二年四月、名大・阪大の各法学部長とともに文部省を訪れ、講座増設及び図書費支援の要望書を提出した。その主な内容は、講座については、大学院のある総合大学の法学部にあっては「一八講座が、ぎりぎりの最少限度として絶対に不可欠」であるゆえんを述べ、四講座の増設を要望するものであった（当時北大・名大・阪大の各法学部はいずれも一四講座であった）。図書に関しては「取りあえず緊急に本年度図書充実に必要な経費として各大学にそれぞれ約五百万円の支援方を要望」していた。

こうして北大学長・法学部長がイニシアチブをとる形で、三大学共同の法学部拡充運動が行われ、以後急ピッチで講座増設・図書充実が進んだが、それには当時の次のような客観的条件も幸いしたであろう。すなわち敗戦直後のいわゆるベビーブームの波が一九六〇年代後半に大学に押し寄せ、高度経済成長下における大学進学率の急速な上昇と相まって、学生定員の大幅増が不可避の情勢となってきたのである。したがって文部省側としても学生定員増を伴う講座増設は、ある程度は認めざるをえなかったのであった。

以上のような背景のもとで、一九四九年以来一二年ぶりに、一九六一年刑事訴訟法講座が増設されたのを皮切り

に、一九六二年政治史講座、一九六四年商法第二講座（従来の商法講座が商法第一講座となる）、一九六六年政治思想史講座、一九六七年国際私法講座、一九六八年行政学講座、と急速に増加し、法学部独立時の一三講座から一九講座となるに至った（一九七二年経済法講座増設で二〇講座となる）。その反面、学生定員も増え、一九六五年度からは従来の学生定員八〇名が一六〇名へと一挙に倍増したのであった。

〔政治学科増設問題〕　法文学部・法経学部時代を通じて、一講座だけの存在ではあるが政治学科が設置されており、法学部の独立時にそれがなくなったことはすでに述べた。これは一講座だけの独立学科は認めがたいとする当時の文部省の方針によるものであるが、当時法学部にはすでに三名の政治学関係教官がおり、政治学科廃止はほんの一時的措置とみるのが学部の大方の予測であった。しかるにその後政治学関係の中心的存在である尾形教授が辞職したり、病に倒れる教官もあったりして、政治学科増設への動きは必ずしも活発ではなかった。すでに一九五七年四月の教授会で決定された「学部充実当面の方針について」に、四講座からなる政治学科新設が盛り込まれており、一九五九年五月これを確認する形で政治学科新設計画の文書が作られ、一九六〇年には構想を改め五講座からなる政治学科新設計画が策定されたが、いずれも実現には至らなかった。その後政治学科増設は単に政治学関係のためという観点のみでなく、学部全体の拡充計画の一環として推進さるべきである、との観点から、改めて法律学科二〇講座、政治学科五講座計二五講座の学部拡充計画が策定され、一九六二年度から一九六四年度にかけて繰り返し概算要求がなされたが、ついに認められなかった。そこで以後は政治学科の増設はひとまずたな上げして、まず政治学関係の講座増設に努力を集中する方針へと転換し、その結果前記のとおり一九六八年度までに、政治学・政治史・政治思想史・行政学の四講座となったのである。ちなみにこの政治学関係四講座という数は、たとえば独立の政治学科をもつ名古屋大学法学部のそれと同数である。

〔図書の充実〕　法学部独立後まもなく策定された学部拡充第一期五カ年計画では、前述のとおり図書の充実が重要課題とされ、具体的には一三講座からなる学部として最少限度必要な蔵書規模を洋書四万冊と定め、とりあえず洋書一万冊の増加を目標とした。これは学部経常費のみではとうてい達成不可能であり、大学本部からの補助によってはじめて可能となった。この目標が達成されたのは一九六〇年度においてであるが、法学部のこの間の努力は全国的にも評価され、学部拡充計画の目標の一つである教官補充にも好影響を与えた。

その後学部の規模も講座増設により一五講座となったため、学部として最少限度必要と考えた洋書四万冊の早期実現に加えて、諸外国の判例集、法制史料集等基本資料のいっそうの充実が課題とされるに至った。あたかも一九六一年ころから北大の人文・社会系学部の充実が問題となり、前述の三大学拡充運動とも結びつき、こうした事情を背景に一九六二年第二期五カ年計画が作られ、講座増設計画とともに図書の充実計画が策定された。それによると洋書一万五〇〇〇冊を早期に充実させ（これにより四万冊の目標が達成される）、定期刊行物を補充し、前記判例集・史料集を充実させることが目標とされた。その総額は約七二〇〇万円と見積られ、学部経常費のみでは支出不可能のため、アジア財団（一九六二年）、文部省の三大学強化費（一九六二～六四年）、同九大学特別図書費（一九六二～六八年）等の援助によって、一九六七年度末に至り判例集・史料集の一部を含めようやく蔵書目標が達成されたのであった。その結果法学部図書は一九六七年度末現在で洋書四万一二一一冊、和書二万三〇七二冊、合計六万四二八三冊となり、名大・阪大に比して約一万冊を超えるまでに充実され、北海道における唯一の法学政治学専門文献センターとして、学内外の研究者・実務家に活用されるようになった。しかしこの成果も客観的にみると、一三講座の規模の学部として最少限度必要な洋書冊数目標をようやく達成し、第二期五カ年計画発足当時九大・東北大の三分の一にすぎなかった蔵書数を、苦心の末ようやく二分の一にまでその差を縮めたというにすぎず、学部規模の一九講座への拡大とともに

さらに新たな構想による図書拡充計画が必要と考えられた。

〔新庁舎の建設〕　以上のような学部の充実は当然その容器としての学部建物の拡充を必要とする。法・文・経済の三学部は法文学部創設以来一貫して旧予科新館及びその付属校舎を使用してきたが、本来手狭でありかつ建物の老朽度も増してきたので、新庁舎の必要性は早くから主張されていた。一九六三年（昭和三八）に至りそれがようやく具体化し、同年十月学長から、人文・社会系学部の新築を一九六五～六六年度目標とすれば今から文部省にその意を伝えておく必要があるので、建物計画を至急提出するようにとの要請があった。学部では以後改築委員会を組織し、建物の場所・配置等について検討を重ね計画を作製し、一九六五年度概算要求に提出したが、それが認められて一九六五年九月着工、一九六六年三月竣工した。引き続いて研究棟の増築工事が進められ同年暮れ完成、その間逐次移転が進められ、一九六八年以降全面的に新庁舎において学部の活動が行われるようになった。この新庁舎は工学部大野教授の設計によるもので、管理棟（二階建て）面積五六七平方メートル、研究棟（六階建て）三〇三五平方メートル、講義棟（二階建て）一一四〇平方メートル、その他合計四七五八平方メートル余（一四四一坪）からなっていた。法学部と前後して隣接地区に他の文系学部新庁舎も建設され、文系四学部は図書館西側に集結する形となり現在にいたっている。

学部創設十周年記念行事

こうして学部の充実が進む中で、一九五七年には文系四学部は創基十周年を迎え、五周年記念行事の前例にならい、同年十月九日記念式典が挙行され、創立功労者、永年勤続者の表彰が行われた。さらに学部では当時のスタッフによる記念論文集を発刊することとし、やがて一九六〇年三月『北海道大学法学部十周年記念　法学政治学論集』が有斐閣から刊行された。同書の内容は次のとおりである。

「北大法学部十周年を迎えて―序にかえて」　松岡修太郎、「フランス封建制下における平等相続と長子相続」　宮崎孝治郎、

「所有物返還請求と占有回収請求について」小山昇、「フランス法系における不予見理論について―事情変更の原則に関する比較法的研究その二―」五十嵐清、「現代刑法理論（目的的行為論）と民法における違法・責任理論」藪重夫、「統制価格と正当な補償―農地買収対価の合憲性に関する判例を契機として―」今村成和、「アメリカ合衆国の水利権制度」金沢良雄、「威力業務妨害罪における『威力』と旧刑法・フランス刑法―立法沿革小史―」荘子邦雄、「『バラツキー書簡』とオーストリア＝スラヴ主義について」矢田俊隆、「北海道農民同盟における政治的グルーピングについて―戦後日本の政治集団化過程の研究（一）―」富田容甫、「政治学の基礎概念―現代政治学の方法論的基礎―」永井陽之助、「少数株主の定時総会招集請求権について」鈴木竹雄、「自由な証明―主として決定手続との関連において―」菊井維大、「行政庁の不作為の違法性と不当性」田中二郎、「あとがき」今村成和

さらに一九六三年には法学部として独立以来一〇年となり、創立一〇周年を記念して六月十四日記念式典及び祝宴が行われた。またこの機に法学部の学部章を制定することとなり、公募の結果深瀬助教授の図案が当選し上図のような学部章が制定された。



学部章

逞しい幹から年々若葉を繁茂させる楡の巨木をもって法学部を象徴し、あわせてその木蔭での親睦の思い出をこめた。

背景の楡の形と意味を一緒にして、「北法」ないし「楡法」と読む。

学生生活その他

法学部の独立以後、一九五〇年代後半から六〇年代にかけては、敗戦後の社会的経済的混乱もようやくおさまり、日本経済の高度成長が進行し始める時期であった。そうした社会情勢を反映してか、学園においても初期の活発な学生運動は沈滞へと向かう一方、一般の学生生活はしだいに安定し向上していった。一九五〇年法文学部第一回卒業生として法律・政治両学科合計三六名を送り出したのをはじめとして、一九六八年にいたるまで一六七五名の卒業者

を出したが、彼らの進路は法曹界のほかにも、各種製造業、金融保険業、公務員などをはじめ社会のあらゆる分野にわたっている。なお学生の自治組織として「北海道大学法学部楡法会」が一九五六年十一月に結成され、今日にいたっており、さらに北法会、法律相談室、憲法問題研究会、政治学サブゼミ等が相ついでつくられた。また例年大学祭の折には、その時々のテーマによる模擬裁判も開催されるようになった。

スラブ研究施設　一九五三年（昭和二八）六月、ソ連東欧地域の人文・社会各分野の総合的研究を目的とするスラブ研究室が発足し、一九五五年七月法学部附属スラブ研究施設として官制化された。これはこの分野におけるわが国唯一の国立研究機関であり、二万冊を超えるソ連東欧関係の蔵書をもち、北大内外の関係研究者が専任スタッフとともに研究員として、歴史・政治・経済・国際関係・文学・法律等の各部門にわたる研究を行い、その成果を紀要『スラヴ研究』に発表する一方、法学部で特殊講義を開講している。以上詳細は別項を参照されたい。

三　新しい法学部をめざして（一九六九～七七）

「北大紛争」と法学部　一九六八～六九年（昭和四三～四四）は、「学生反乱」の波が日本全国に荒れ狂った時期であり、北大も、また法学部も例外ではなかった。一九六九年四月十日「入学式粉砕」に端を発した「北大紛争」は、五月大学本部封鎖、六月教養部バリスト、七月本部再封鎖、さらに同十日には図書館が封鎖される（これは全国でも異例のケースであり、法学部学生の多くが勉学の場を奪われた）等、しだいに険悪な様相となった。学部長山畠正男（一九六八～六九年）をはじめとする法学部教授会は、こうした状況に対し七月十八日教官、事務職

員、助手院生、各派学生等の代表者からなる「法学部パネル討論会」を開催したが、席上封鎖に対する強い批判が加えられた。しかるに八月十七日、教養部授業再開のための教室供与反対等を口実に、文系四学部校舎が封鎖された。法学部教授会は直ちに「われわれとしては、学生運動の過程で提起されている諸問題について、誠実な対応と理解への努力を惜しむものではなく、真摯な討論のつみかさねを期待してやまぬものであるが、このたびのような力による一方的行動は、われわれの理解と認容をはるかにこえるものである。われわれはこれに強く抗議するとともに、封鎖中の諸君の平穏かつすみやかな退去を望む」との声明を発表すると同時に、「学生諸君へ」と題する手紙を法学部全学生に送り、「大学における問題は、まずもって真摯な討論によりその解決への方向が探られるべきである」との基本的考え方を明らかにし、当面「まず封鎖中の学生と教官有志による討論＝理論的対決を試みる」とし、できるだけ多くの学生の登校と討論を呼びかけた。

これらの事態に対し楡法会執行部は封鎖拡大阻止のための自主防衛を主張し、また封鎖に対しては自主解除を要求したが、法学部教授会はこれを退け、学部事務室を医学部附属病院旧看護婦宿舎に移し、教官連絡本部を古河講堂におき、工学部会議室を借りたりして頻繁に教授会を開催し、学生との討論を重ねる一方、歯学部教室を借用して授業を再開する等、紛争解決と学部改革のため精力的な活動を続けた。十月三十日文系四学部校舎の封鎖は「自主解除」されたが、法学部研究棟は解除派と封鎖派との「決戦場」となったため、特に甚大な被害を受けた。直後の調査によれば学部施設の損害は、図書が和書一〇四冊一五万一六六〇円、洋書六七冊二九万三二〇〇円、その他建物・設備・備品等は、総計二三四〇万七〇〇〇円に達し、学部配当予算の一・三倍にのぼり、大学紛争により学部として最大の被害を出した東大法学部を上回る率であった。学部教官はこれに対しその俸給額の一割を拠出して復旧に充てることにした。

その後十一月十九日、十二月十二日、翌一九七〇年二月七日の三回にわたり、「学部改革のための全法学部人討論集会」が開催され、また教授会決定事項その他各種の情報を学部全構成員に速報する目的で『法学部ニュース』が創刊された。これは一九六九年十一月二十六日第一号を刊行し、現在まで続刊されている。

この紛争を通じて学生・院生・助手等から提起された問題点は、学部内のものから学外の全国的政治的レベルのものまで多種多様であったが、さしあたり改革が具体化されたのは、カリキュラム問題と研究棟の利用区分に関する問題であった。前者は次項で述べるが後者について言うと、前年来楡法会から出されていた学生の自主ゼミ活動のための教室自由使用の要求、及び助手院生連絡会議（一九六九年二月結成）からの研究室使用条件に関する要望等に関し、学部施設運用計画委員会を開き検討の結果、十二月下旬、従来の利用区分を改め学生・助手・院生の利用部分を拡大することが決定された。なお、従来の研究補助助手及び資料室のありかたについても、法学部改革の一環として再検討がなされ、その基本線が確認された。

以上のような紛争の経過を通じて、法学部教授会が一貫してそのイニシアチブによる事態の処理を目指し、教授会のみが研究教育の責任ある主体であるとの態度を崩さず、また他にみられたような教官の内部分裂もなく、学部長以下一体となって事に当たった点は、特筆に値するであろう。なお紛争解決に挺身した山畠学部長は、一九六九年十二月十四日任期満了前に辞職し、代わって藪重夫が学部長となり以後の処理にあたった（一九六九～七一年）。

カリキュラムの改正

法学部教授会は一九六八年以来カリキュラム制度の大幅な改革について検討を重ね、問題の所在や改革の方向を煮つめてきたが、さらに学生の関心や実態を明らかにするため、一九七〇年一月末から二月中旬にかけて全学部学生を対象にアンケート調査を行った。その結果に基づきさらに慎重な審議を重ね、学生側の意見も聞き、一九七〇年六月最終的な規程改正案を決定、評議会の承認をえて六月十七日から施行

し、四月一日にさかのぼって適用されることになった。この改正カリキュラムによると、学生は卒業までに本学部または他学部の専門教育科目七六単位以上を修得することになっており、そのうち六〇単位は次の授業科目から修得することになっていた。

法律学科　必修科目および単位数　演習六、選択科目および単位数　憲法四、行政法第一部四、行政法第二部四、国際法第一部四、国際法第二部四、民法第一部四、民法第二部四、民法第三部四、民法第四部四、民法第五部四、商法第一部四、商法第二部四、商法第三部四、国際私法四、民事訴訟法第一部四、民事訴訟法第二部四、労働法四、経済法四、刑法第一部四、刑法第二部四、刑事訴訟法四、刑事学・刑事政策四、法史学第一部四、法史学第二部四、法史学第三部四、法哲学四、比較法第一部四、比較法第二部四、比較法第三部四、政治学四、行政学四、国際政治四、政治史第一部四、政治史第二部四、政治思想史第一部四、政治思想史第二部四、特殊講義第一、四、特殊講義第二、四、特殊講義第三、四、特殊講義第四、二、特殊講義第五、二、特殊講義第六、二、演習第一、六、演習第二、六、演習第三、六、演習第四、三、演習第五、三、論文四

この新カリキュラムの特色は次のとおりである。第一に卒業に必要な単位数を従来の九二単位から七六単位へと大幅に減らした（ただし法律・政治関係科目から六〇単位以上を履修しなければならない）。第二に必修制を講義については全廃し、すべてが自由選択科目となり、演習は一演習のみが必修となった。第三に、したがって従来の一類、二類の別は廃止された。第四に演習を強化し開講数を増やすとともに、その単位を四単位から六単位とした。第五に論文を四単位の科目として認めた。全体として学生が自主的に深く学習研究することを尊重・奨励し、そのための余裕ないし条件を整備することが、この改正のねらいであった。なおこれと関連して一九七〇年四月から大学院法学研究科カリキュラムも改正され、大学院生の単位取得の負担を軽減しつつ、その自主的研究をより容易かつ充実したものとすることにより、より適切な教育効果を期した。

学部改革の実現
――「学部の編成替」

「北大紛争」がおさまった後も学部改革への意欲は消えたわけではなく、教授会メンバーによる「法学部大学改革懇談会」がつくられ、一九七〇年十二月以来回を重ねて、大学改革に関するさまざまな問題について、検討が続けられた。紛争の過程を通じて従来の研究教育のあり方が問いなおされ、とりわけ研究と教育との関係づけ方が、教官にとって再考さるべき問題としてクローズアップされてきており、前記改革懇談会の第一回テーマは「〈研究と教育の結合〉――一教師として」（報告者松沢教授）というものであった。さらに一九七二年から一九七三年にかけ二度にわたり、小山教授から「法学政治学高等研究教育組織としていかなるものを構想すべきか」（一九七二・一一・三〇）、「北海道大学高等法学院の構想について」（一九七三・二・二二）という報告がなされるなど、新しい研究教育組織のあり方への模索が示された。

右のような状況を背景に、一九七一年十二月学部長となった石川武は、かねてから教養部の改革を中心とした全学の改革を考えていたが、大学改革の実現は今が好機と判断した。当時全学的にはなお北大改革検討委員会で大学改革が論議されていたが、石川はその論議からは具体的改革案は生まれないとの見通しに立って、その議論をまって学部の改革案を考えるよりも、むしろ法学部単独でも改革を断行して一つのモデル・ケースにしたいと考え、前学部長藪重夫らの意見を徴しつつ、一九七三年春学部改革の構想をまとめ、五月十七日教授会に提案した。教授会は慎重に審議の結果、一部表現を修正しただけで、満場一致でこれを承認し、一九七四（昭和四九）年度予算概算要求として文部省に提出するに至った。この概算要求は「学部の編成替（講座制の廃止に伴う教育組織と研究組織の設置）」と題され、その「理由」として次のように述べられていた。

> 従来の大学においては、教育と研究を不可分なものとしてとらえる考え方が支配的であった。学部・学科・講座は、教育上の組織であると同時に研究上の組織であり、したがって個々の教員は常に、教育と研究の両面にわたり活動に従事すべきもの

と考えられてきた。しかし近年、多様な資質をもった多くの学生のさまざまな要求に対し、これに即応する教育を効果的に行なわなければならないという要請が高まるにつれて、教育の側面における教員の負担は著しく増大せざるをえないこととなった。当学部においても、日常の講義・演習について、近年いかに多くの時間と労力を必要とするかが痛感されており、教育方法を改善し教育効果を高めるための研究が重要なことは充分認識していても、時間的に到底その余力が生み出せないという状態にある。今や教育という面に限ってみても、各教員が全力をもって教育にあたるのでなければ問題は解決されえない。他方近時国の内外における専門的研究の進歩、高度化はめざましく、その第一線にあって研究を推進する仕事は、教員が教育を担当するかたわら、これと並行して行ないうるものではなくなっている。このような事態に真剣に対処しようとするとき、もはや同一の教員が同時に教育と研究にあたることは不可能である。

以上の問題を改善し真に効果的な教育を実施し、かつ学問水準の高度化の要請に対応するためには、現行の講座制を廃止して抜本的に再編成し、学部に新たな構想に基づく教育組織（教育院）と研究組織（高等法学院）を設け、各教員がそれぞれ一定の期間教育または研究に専念できるよう、最少限の体制に編成替をいたしたいので、特段の配慮を願いたい（以下省略）。

この改革案の基本的内容は次のようなものであった。従来の講座制を廃止し、学部の中に新たな構想に基づく教育組織＝「教育院」と研究組織＝「高等法学院」を設け、法学部スタッフはある期間は教育に全力をあげ、また別なある期間は研究に専念できる体制をつくる。従来の大学院研究科のうち修士課程は「教育院」に存置するが、博士課程は廃止し、従来の研究助手制度と一本化して、「高等法学院」に吸収する。「教育院」では従来どおり、講義と演習を通じて教育がなされるが、講義科目のうち常時専任の教員をおいて展開する科目三六科目を「教育科目」として特定し、これを「教育院」の構成単位とした。この「教育科目」には各一名、計三六名の「教授」が配置され、これらの教授は学部段階及び大学院修士課程段階の学生の教育に全力をあげてあたるとともに、教育効果を高め教育内容を改善するための研究、講義・演習のための研究、それぞれの教育科目の体系的統合等に従事し、ある期間「教育院」にあって教育に従事したのち「高等法学院」に移って研究に専念する。なお、やがて教授となるべき者がその準備と教

育的経験を積むためのポストとして、「教育院」全体に六名の「助教授」を配置し、また教授助教授の仕事を補助するものとして、「教育院」全体に八名の「助手」を配置する。なお三六の「教育科目」として次のものがあげられていた——憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、国際法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、商法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、国際私法、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法、労働法、経済法、法哲学、法史学Ⅰ・Ⅱ、比較法Ⅰ・Ⅱ、法社会学、政治学Ⅰ・Ⅱ、行政学、国際政治、政治史Ⅰ・Ⅱ、政治思想史Ⅰ・Ⅱ。

「高等法学院」は法に関する本格的研究を行うことを目的とする。すなわちある法的問題、たとえばある法制度を本格的に研究しようとすると、(1)それがどのように発展してきたか（法史学）、(2)それは諸外国でどうなっているか（比較法）、(3)それは現実の社会でどのような機能を果たすか（法社会学）、という考察を踏まえ、かつ(4)法とは何か（法哲学）という問題を解明すべきものと考えられる。そこで「高等法学院」には、「法史学」「比較法」「法社会学」「法哲学」の四つの「研究ブロック」を設け、各研究ブロックごとにそれぞれ三つの「研究部門」をおいた。研究ブロックには、各一名、計四名の「主任研究員」をおき、各ブロックにおける研究の総括的企画・指導にあたる。研究部門には各一名、計一二名の「研究員」をおき、当該部門の研究計画を立案・推進する。以上の主任研究員・研究員は「教育院」の教授に相当する。また研究部門には各二名、計二四名の「副研究員」をおき、研究員の指導の下に研究課題を分担する。これはだいたい従来の「研究助手」と「大学院博士課程」を一本化したもので、原則として大学院修士課程修了者を採用し、研究上の後継者養成をここで行う。なお以上の研究を補助するために各研究ブロックごとに二名の「補助研究員」がおかれ、「高等法学院」に属する主任研究員、研究員、副研究員については任期制がとられ、任期中にまとめた業績の提出が義務づけられた。

学部の管理・運営については、学部全体の重要事項すなわち「教育院」「高等法学院」の両者にわたる、教員（研究

員）人事、予算等の事項を審議する機関として「教授会」がおかれ、「教育院」の教授、助教授、「高等法学院」の主任研究員、研究員がその構成員とされた。さらに「教育院」には、教育に関する重要事項を審議する機関として、「教育院」の教授、助教授からなる「教員会議」がおかれ、「高等法学院」には、研究に関する重要事項を審議する機関として、「高等法学院」の主任研究員、研究員によって構成される「研究員会議」がおかれていた。

以上のような内容をもつこの改革案は、一九七三年十二月末閣議決定された一九七四（昭和四九）年度予算政府原案に盛り込まれ、後国会の承認をえて一九七四年度から四カ年計画により実現されることとなった。ただし当初の学部概算要求案とは次のような違いがある。すなわち「教育院」「高等法学院」の名称は、それぞれ「教育部」「研究部」と改められた。「教育部」の三六「教育科目」は、官制上六つの「講座」、いわゆる「大講座」に割りふられた。すなわち「公法講座」（憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、国際法Ⅰ・Ⅱ）、「民事法講座」（民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、商法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、国際私法）、「刑事法講座」（刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法）、「社会法講座」（労働法、経済法）、「基礎法学講座」（法哲学、法史学Ⅰ・Ⅱ、比較法Ⅰ・Ⅱ、法社会学）、「政治学講座」（政治学Ⅰ・Ⅱ、行政学、国際政治、政治史Ⅰ・Ⅱ、政治思想史Ⅰ・Ⅱ）として構成された。そして右の各講座に対して、公法一、民事法二、刑事法・社会法一、基礎法学一、政治学一、の計六名の助教授及び助手が配置された（助手は八名の要求に対して二名減）。「研究部」については、「主任研究員」は全く削除され、「研究員」「副研究員」「補助研究員」の名称は、「教授」「助手」「教務職員」に改められた。その定員も教授一二（要求どおり）、助手一六（要求より八減）、教務職員四（要求より四減）となったが、研究部門（前述の「研究ブロック」）四、研究科目（同「研究部門」）一二という数は要求どおりであった。なお要求との大きな違いの一つは、大学院博士課程の廃止が認められず、大学院は従来どおりの形で「教育部」「研究部」とは一応別個に存続することになった点である。

ともあれこれにより改革前の学部の規模、二〇講座、教授二〇、助教授二〇、助手一五は、「教育部」「研究部」合わせて教授四八、助教授六、助手二二、教務職員四、と大幅に拡充された。この改革に伴い学生定員も一九七四年度以後、一六〇名から二〇〇名へと増員された。

「学部の編成替」は前述のとおり、一九七四年度から四年次計画で進められることとなり、石川学部長の後をうけて、小暮得雄（一九七四～七六年）及び小川晃一（一九七六～七八年）が学部長としてその事業に挺身した。まず一九七四年四月一日、法律学科が法学課程と改称され、四月十一日法学部に教育部、研究部が設置され、教育部に「公法」「民事法」「刑事法」「政治学」の各講座がおかれ、研究部に「比較法」部門が新設された。一方従来の憲法、民法第一、比較法の各講座が廃止された。一九七五年四月一日、教育部には「社会法」「基礎法学」の各講座が、研究部には「法史学」部門が増設された。一方行政法、刑法、刑事訴訟法、商法第一、商法第二、社会法、経済法、法律史、政治史の各講座は廃止された。一九七六年五月十日、研究部に「法社会学」部門が増設され、民法第二、民事訴訟法、国際法、政治学、行政学の各講座が廃止された。一九七七年四月十八日、研究部に「法哲学部門」が増設され、国際私法、法哲学、政治思想史の各講座が廃止され、学部の編成替が完了した。

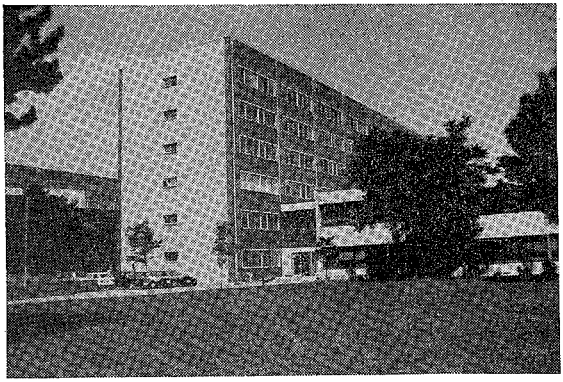
教官人事の充実及び庁舎増築

学部編成替の進行により教官ポストは急速に増加していったので、その充実は当面の重要課題となった。すでに学部改革の始まる前から新任教官が増えつつあったが、改革の進行とともに新任人事も急ピッチで進められた。一九七〇年以降の新規採用者は次のとおりである（一九六九年度は新規採用なし）。

一九七〇年――岡利郎（四・一助教授、一九七五・八・一教授、政治史）、中村睦男（七・一六助教授、一九七四・七・一教授、憲法）、能勢弘之（八・一六助教授、一九七五・二・一教授、刑事訴訟法）、一九七一年――杉原高嶺（二・一助教授、一九七五・八・一

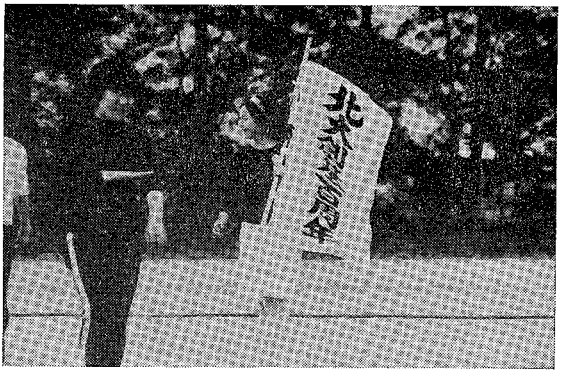
教授、国際法)、一九七二年――大塚龍児（八・一助教授、商法)、一九七三年――藤岡康宏（八・一六助教授、民法)、曽野和明（一〇・一教授、国際私法)。この間、川井(一九七一・四・一)、米倉(一九七二・一〇・一)、平出(一九七三・九・一)の三教授が北大を去った。一九七四年は新規採用はなく、一九七五年から学部改革による新しい人事が進められた。なお一九七五年五月一日、今村成和教授が北海道大学長となった。一九七五年以降の新任者は次のとおりである。

一九七五年――実方謙二（四・一教授、商法)、守屋正通（四・一教授、法哲学)、高見進（四・一助教授、民事訴訟法)、古矢旬（四・一助教授、政治史)、松村良之（四・一一助教授、法社会学)、桜田嘉章（一〇・一助教授、国際私法)。一九七六年――内田文昭（一・一教授、刑法)、下井隆史（四・一教授、労働法)、瀬川信久（七・一助教授、民法)。一九七七年――田口晃（四・一助教授、政治史)、中村研一（九・一助教授、国際政治)、林竜(たつみ)（一〇・一六助教授、商法)。



増築なった法学部の建物

学部編成替によるスタッフ及び学生定員の増加に伴い、学部庁舎も増築された。すなわち教育棟（従来の研究棟）一六三八平方メートル、研究棟（新設）一四四八平方メートル、講義棟二三三平方メートルその他、合計三三六六平方メートルの新増築工事が、一九七六年四月着工され十二月二十四日落成した。これにより既設部分と合わせて法学部庁舎面積は八〇六九平方メートルとなった。建物の使用区分も改められ、各大講座ごとに一つ計六つの資料室がつくられ、また教育棟各階に学生研究室が設けられたことなどにより、研究教育の条件、学生の勉学条件は大きく改善された。





百周年記念法学部運動会（1976年6月26日）

法学部規程及びカリキュラム改正

学部編成替に伴い、一九七七年七月二十七日法学部規程の全部が改正され、同年四月一日にさかのぼって適用された。改正の主な内容は、(1)授業科目のうち必修科目（演習六単位）は変わらないが、選択科目を改め、三八教育科目（当初の三六に行政法Ⅲ、社会保障法を加え三八として運用することとなった）及び特別講義、演習からなるものとし、(2)単位互換制度を取り入れ、他大学において修得した単位、または外国の大学でえた学修の成果については、三〇単位を超えない範囲で本学部において修得した単位とみなすことができる、とするものである。

法学部創立三十周年・庁舎落成記念式典

一九七七年（昭和五二）十月一日、法学部の創立三十周年と、学部改革に伴う庁舎新増築の落成を記念して、本学クラーク会館において午前十時より記念式典が挙行された。さらに同日午後一時からは札幌パークホテルにおいて祝賀会が開催された。この記念式典及び祝賀会には、法学部教職員・学生のほか、文部省関係者、北海道知事、札幌市長、内外の大学関係者、同窓生など約四〇〇

名が参列し、盛会裡に幕を閉じたのであった。

むすび——現状と展望

法学部の編成替は、前述のとおり一九七七（昭和五二）年度で終了し、一九七八年からは新しい北海道大学法学部が発足する。そこで最後に一九七八年四月一日現在の法学部の姿を紹介し、併せて将来への展望を試みることで本稿のむすびとしたい。

教官　一九七八年四月一日付けで教授荒木俊夫（政治学）、助教授小森田秋夫（比較法）が採用されたので、現員は教授二七、助教授一一、計三八名（ほかに助手一五名、教務職員一名）となった。その配置は次のとおりである。

教育部

公法講座　教授——深瀬忠一（憲法）、中村睦男（憲法）、遠藤博也（行政法）、杉原高嶺（国際法）

民事法講座　教授——藪重夫（民法）、山畠正男（民法）、近藤弘二（商法）。助教授——藤岡康宏（民法）、桜田嘉章（国際私法）、瀬川信久（民法）、高見進（民事訴訟法）、林竧（商法）

刑事法講座　教授——小暮得雄（刑法）、内田文昭（刑法）、能勢弘之（刑事訴訟法）

社会法講座　教授——下井隆史（労働法）

基礎法学講座　教授——守屋正通（法哲学）、小菅芳太郎（法史学）、五十嵐清（比較法）、曽野和明（比較法）。助教

授――松村良之（法社会学）、小森田秋夫（比較法）

政治学講座　教授――富田容甫（政治学）、荒木俊夫（政治学）、伊藤大一（行政学）、岡利郎（政治史）、小川晃一（政治思想史）。助教授――田口晃（政治史）、古矢旬（政治史）、中村研一（国際政治）

一般教育等　教授――丹宗昭信（法学）、松沢弘陽（政治学）。助教授――大塚龍児（法学）

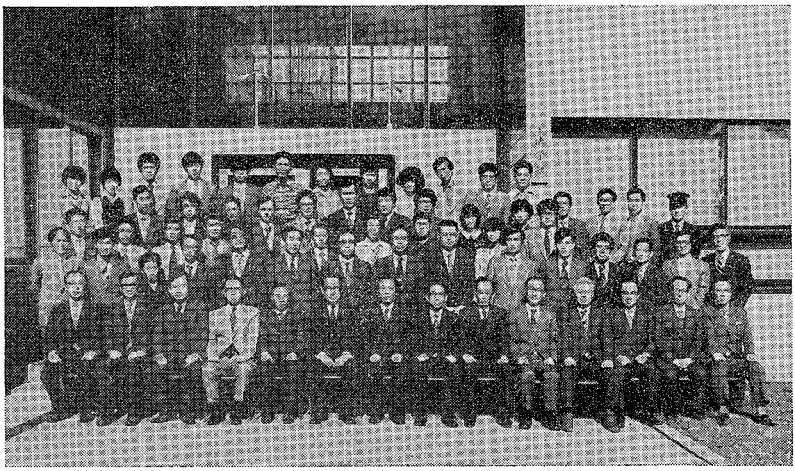
（　）内は担当科目

研究部

比較法部門――小山昇（大陸法）、実方謙二（英米法）。法史学部門――石川武（西洋法史学）。法社会学部門――保原喜志夫（私法）。法哲学部門――矢田俊隆（法思想史）

（　）内は研究科目

以上を概観すると、教官定員特に教授の充足率が低い（五割強）ので、その充実が当面の課題といえよう。改革前に比して教官数は大幅に増え、その出身校や世代等も多様化し、その多くが海外留学体験者で国際交流も活発であり、研究教育活動等は内外にわたり着実に前進しつつある。しかしその反面バラエティに富んだメンバーの間にいかにして緊密な協力関係を作り、改革所期の目標を達成しうるか、という新しい問題が登場してきた。また法学部スタッフは従来から一貫して学生の教育に熱心であり、それはたとえば演習重視の伝統、学生研究室の設置、学部合宿研修（一九七二年以降毎年十月学部三年目学生を対象に、教官事務職員も参加して実施）などに現れている。新しい教育部において、この伝統がいかに生かされるべきかも、今後の重要な課題であろう。なお入試に関しても法学部は、一九七八年からの新しい入試制度において、二次試験科目を小論文及び外国語とするなど、意欲的な試みをみせている。



1978年現在の教職員群像

学生

一九七八年四月一日現在の在学生は、法律学科二二名（うち女子一名）、法学課程四七三名（うち女子六五名）。大学院在籍者は修士一〇名、博士一一名、計二一名。法文学部以来の学部卒業生は総計三〇八四名となり、法曹関係、公務員、各種製造業、金融保険業等をはじめとして、社会の各分野にわたり活躍している。新制大学院発足以来、法学修士九四名、法学博士（新制）一五名の学位授与者があり、法曹関係をはじめ各分野に進出しているが、大学教員としての地位を有する者（助手、大学院特研生出身を含む）の内訳をみると、北大をはじめ北海道教育大学、北海学園大学、小樽商科大学、北星学園大学、同短大、札幌短期大学、東北大学、立教大学、青山学院大学、上智大学、横浜国立大学、神奈川大学、専修大学、中京大学等多数多岐にわたっている。

事務職員

四月一日現在二二名の事務職員が在勤しており、庶務・教務・会計・学事の四つの掛に分かれて学部事務を分担している。一九五三年法学部独立以来、事務部は研究教育活動を重視した前記のような学部の方針に緊密かつ誠実な協力を続けてきた。事務長・庶務・教務・会計・学事各掛長の職にあった人々を列挙すると次のとおりである（最後の者が現在者）。事務長――柴山

巌郎、豊蔵正吾、宮原吾郎、今田末吉、森義治。庶務掛長――五十嵐春吉、出光尚敏、樫野豊、森正、森孝三、吉田三郎、武田秀雄、西村忠、押味俊夫。教務掛長――大西信雄、稲上保彦、佐藤文雄、森孝三、奥山幹久、工藤啓三、宇野豊。会計掛長――高橋静雄、今田末吉、江原明、酒井清、浜中俊一、天野道彦、福山洋。学事掛長――山本勝美、渕上英雄。なお図書掛は、横山梅雄、山川精、石黒克介、佐藤透、田中一郎が掛長となってきたが、法学部が学部図書のあり方や図書館のあるべき姿を考えて中央管理方式を採用し、推進してきた結果、一九七五年四月一日から法学部図書掛は附属図書館に統合され、法学部の図書業務は附属図書館において処理されることとなった。

図書その他

前述のとおりほとんどゼロから出発した学部の図書は、その後の一貫した努力により、和書三万九〇〇〇冊余、洋書八万五〇〇〇冊余、合計一二万冊を超える蔵書となり、全国の法学部の中でも有数の蔵書量を有するに至った。これにより最少限必要な基本図書類はほぼそろったが、本学の地理的条件を考慮すればなお完全とはいいがたく、その充実は将来の課題といえよう。またマイクロ・フィルムも多数収蔵され、そのためのリーダー・プリンター、さらにカセット・レコーダー、ビデオ・テレビ等の視聴覚用機材も備えられるに至った。

研究部

研究部は一九七七年度に四研究部門が完成し、それに伴い教育部との間の教官のローテーションが始められた。しかし大きな可能性を秘めた研究部の運用については、なお具体的に検討すべき多くの問題が残されており、学部の研究教育活動の将来にとっての課題となっている。特に政治学関係の研究部門をどのような形で設けるかは、当面の重要問題であろう。

あとがき

法学部部局史の編集・執筆は、実質的には筆者一人で行われることになったので、資料の収集・整理から本文内容の構成・執筆等、万事一人で進め、でき上がった原稿を学部の若干の人々に見ていただくという形をとった。単独の作業による「しんどさ」はあったが、反面、対象に関する資料等をトータルに「占有」して執筆でき、「こまぎれ」型の分担執筆では味わえないような歴史家としての「醍醐味」を多少なりとも味わえたのは幸せというべきであろう。ともかく脱稿までこぎつけることができたのは、たくさんの資料を提供し、聴き取りに協力していただいた小山教授をはじめとする同僚諸教授、並びに事務の関係各位のおかげであった。また杉之原舜一、尾形典男両氏には快く聴き取りに応じていただき、多くの貴重な御話を聞かせていただいた点深く感謝したい。

（岡　利郎）

年表

一九四七（昭22）
4・19 北海道帝国大学に法文学部が設置され、法律学科に法律学五講座、政治学科に政治学一講座がおかれる
6・9 伊藤吉之助、法文学部長となる
9・1 法文学部開講式挙行
10・1 北海道帝国大学は北海道大学と改称

一九四八（昭23）
8・18 法文学部教授会は、法文学部を文学部・法学部・経済学部に分離独立する旨決定
9・14 法律学科に法律学五講座増設

一九四九（昭24）
6・22 法律学科に法律学二講座増設
12・20 杉之原舜一辞職

一九五〇（昭25）
3・25 法文学部の最初の卒業生として、法律学科二四名、政治学科一二名が卒業
3・31 東大法学部の菊井維大、鈴木竹雄、田中二郎各教授を北大教授に併任
4・1 法文学部は法経学部と文学部に分離され、法経学部法律学科に一二講座、政治学科に一講座がおかれる。併任教授菊井維大、法経学部長となる
4・1 北海道大学法学会設立
5・15 イールズ事件起こり、学生二名逮捕さる

一九五一（昭26）
6・27 一九五二年度概算要求に法経学部を法・経二学部に分離する措置を盛り込む旨決定
9・1 『北海道大学法学会論集』第一巻刊行

一九五二（昭27）
4・1 法経学部長に菊井維大再任
6・25 法文学部創設五周年記念式典挙行

一九五三（昭28）
4・1 北海道大学大学院法学研究科が設置され、民事法専攻修士課程がおかれる。宮崎孝治郎法学研究科長となる
6・24 スラブ研究室規程制定さる
8・1 法経学部は法学部と経済学部に分離され、法学部に法律学科が設置され、法律学一二講座、政治学一講座、合計一三講座がおかれる。菊井維大法学部長となる

一九五四（昭29）
4・1 小林巳智次、法学部長となる
法学部拡充第一期五カ年計画発足

一九五五（昭30）
7・1　法学部附属スラブ研究施設設置
8・3　法学研究科に民事法専攻博士課程設置
一九五六（昭31）
4・1　法学部長に小林已智次再任
11・26　学生自治組織「法学部楡法会」結成
一九五七（昭32）
4・1　松岡修太郎、法学部長となる
6・19　前教授小林已智次、名誉教授となる
10・9　文系学部創基十周年記念式典挙行
一九五八（昭33）
3・31　法学研究科に公法専攻（修士課程・博士課程）設置（一九五八年度開設）
一九五九（昭34）
4・1　今村成和、法学部長となる
10・1　法学部規程改正。カリキュラム大幅変更
一九六〇（昭35）
3・30　『北海道大学法学部十周年記念　法学政治学論集』刊行
5・18　前教授松岡修太郎、名誉教授となる
一九六一（昭36）
4・1　小山昇、法学部長・法学研究科長となる
4・1　法学部に刑事訴訟法講座増設
9・1　『法学会論集』は『北大法学論集』と改題
一九六二（昭37）
4・1　法学部に政治史講座増設
4・　名大・阪大とともに法学部拡充を文部省に要望
一九六三（昭38）
4・1　小山昇、法学部長・法学研究科長に再任
6・14　法学部創立十周年記念式典挙行
一九六四（昭39）
1・10　矢田俊隆、法学部長・法学研究科長となる
4・1　法学部に商法第二講座増設され、従来の商法講座は商法第一講座と改称
一九六五（昭40）
5・25　今村成和、小山昇他学部教官一一名の共著『法学』刊行
10・1　今村成和、附属図書館長となる
一九六六（昭41）
1・10　五十嵐清、法学部長・法学研究科長となる
3・25　法学部管理棟、研究棟の新築工事落成
4・1　法学部に政治思想史講座増設
11・30　法学部研究棟増築工事落成
一九六七（昭42）
4・1　法学部に国際私法講座増設
9・22　はじめて学部専用車を購入
一九六八（昭43）
1・10　山畠正男、法学部長・法学研究科長となる
4・1　法学部に行政学講座増設
一九六九（昭44）
5・7・18　「北大紛争」ひろがる　法学部パネル討論会開催

8・17　文系四学部校舎、封鎖される
10・30　文系四学部校舎の封鎖「自主解除」される
11・19　学部改革のための全法学部人討論集会開催（以後、一二・一二、翌年二・七と三回開催）
11・26　『法学部ニュース』第一号刊行
12・15　藪重夫、法学部長・法学研究科長となる

一九七〇（昭45）
6・17　法学部規程改正。カリキュラム大幅変更（四月一日より適用）
12・3　法学部大学改革懇談会第一回開催

一九七一（昭46）
12・15　石川武、法学部長・法学研究科長となる

一九七二（昭47）
5・1　法学部に経済法講座増設
6・12　文系四学部創設二十五周年記念式典挙行
10・31　三年目学生を対象に合宿研修を洞爺湖で開催（～11・1　以後毎年十月に開催）

一九七三（昭48）
5・17　「学部の編成替」（一九七四年度予算概算要求）、教授会で決定
11・22　学部の編成替に関する学部討論集会開催
12・15　石川武、法学部長・法学研究科長に再任

一九七四（昭49）
4・1　法学部「法律学科」を「法学課程」と改称
4・11　法学部に教育部及び研究部設置。教育部に公法、民事法、刑事法、政治学の各講座がおかれ、研究部に比較法部門新設。憲法、民法第一、比較法の各講座廃止
12・15　小暮得雄、法学部長・法学研究科長となる

一九七五（昭50）
4・1　教育部に社会法、基礎法学の各講座増設。研究部に法史学部門増設。行政法、刑法、刑事訴訟法、商法第一、商法第二、社会法、経済法、法律史、政治史の各講座廃止
5・1　今村成和、北海道大学長となる

一九七六（昭51）
5・10　研究部に法社会学部門増設。民法第二、民事訴訟法、国際法、政治学、行政学の各講座廃止
6・26　北海道大学創基百周年記念行事の一環として法学部運動会開催
9・15　北海道大学創基百周年記念式典挙行。菊井維大氏を学部功労者として表彰
12・15　小川晃一、法学部長・法学研究科長となる
12・24　法学部教育棟講義棟増築、研究棟新築の各工事落成

一九七七（昭52）
4・18　研究部に法哲学部門増設。国際私法、法哲学、政治思想史の各講座廃止
10・1　北海道大学法学部創立三十周年及び庁舎落成記念式典挙行